

【公開版】 重大事故等対処設備設備の分類

1. 技術基準規則及び基本設計方針における分類

技術基準規則における分類は以下の3つである。

- ・常設重大事故等対処設備
- ・可搬型重大事故等対処設備
- ・常設重大事故等対処設備と可搬型重大事故等対処設備の接続口

基本設計方針においてもこの3分類で項を分けて記載していることから、この3つを大分類とする。

2. 機能分類

重大事故等対処設備は、動的機能を持つ設備か静的機能を持つ設備かにより設計方針が異なることを踏まえ、以下の2つを中分類とする。

- ・動的機能
- ・静的機能

3. 機種分類

1. 及び2. の分類毎に、重大事故等対処設備を機種に分類する。

機種は、構造の類似性及び設計方針の類似性から、同様の説明が可能となる対象を集約し、以下の15分類とする。（参考表として、15分類に該当する主な設備を示す）

ただし、再処理施設の重大事故等対処設備は、他と類似しない一品ものの設備もあることから、これらは機種とせず個々で説明する。

<機種>

常設/動的機能：電気設備（常設）、駆動設備（常設）、計装/放管設備（常設）

常設/静的機能：主配管、弁、容器、フィルタ類（常設）、建物/構築物、

可搬型/動的機能：電気設備（可搬型）、駆動設備（可搬型）、計装/放管設備（可搬型）

可搬型/静的機能：配管/ダクト/ホース、フィルタ類（可搬型）

接続口：水/圧縮空気接続口、電気接続口

（一品もの）

放水砲、汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材、スプレイヘッド、排水受槽

4. 構造概要

前頁の15分類に対し、それぞれ構造概要を示す。

各分類においては、当該機種の構造そのものに加え、さらに設置/保管場所やその他個々の設備の特徴を踏まえた設計方針の違いに着目して、追加で示すべき構造があれば併せて記載する。

○設置/保管場所を踏まえた設計方針の違い

外部衝撃に対して、屋内と屋外では設計方針が異なる。

屋内：外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に設置/保管 ⇒ 設置/保管建屋の構造を示す必要がある

屋外：必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置 ⇒ 固縛等の構造を示す必要がある

例：駆動設備（可搬型）

屋外及び屋内（第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所）に保管

- ・屋内保管の駆動設備は予備の位置づけであり、構造は変わらないため、構造図の例を示す
- ・屋外保管の駆動設備に対しては、固縛構造図の例を示す
- ・屋内保管の駆動設備に対しては、保管建屋の構造図の例を示す※
（没水/没液に対する保管高さ（機能喪失高さ）は、構造図で示す）

例：電気設備（常設）

屋内に設置

- ・構造図の例を示す
- ・設置建屋の構造図の例を示す※
（没水/没液に対する設置高さ（機能喪失高さ）は、構造図で示す）

※設置/保管建屋の構造図は、屋内の重大事故等対処設備全てに共通することから、各分類にて毎回示すことはせず、代表して一つの分類の中で示す。

参考表：各機種の設定例

大分類	中分類	機種	設備例
常設	動的機能	電気設備（常設）	変圧器、分電盤、電源系統、受電開閉設備
		駆動設備（常設）	発電機、空気圧縮機、ポンプ、送排風機
		計装/放管設備（常設）	計装設備、モニタリング設備、安全保護回路、制御盤
	静的機能	主配管	主配管
		弁	主要弁、安全弁、隔離弁
		容器	重大事故等の発生を想定する貯槽等、廃ガス貯留槽、排気経路上の貯槽・洗浄塔等、空気貯槽、ボンベ
		フィルタ類（常設）	セル導出ユニットフィルタ
		建物/構築物	建屋、遮蔽設備、受皿、燃料貯槽プール等、貯水槽、燃料貯槽
	可搬型	動的機能	電気設備（可搬型）
駆動設備（可搬型）			可搬型発電機、可搬型空気圧縮機、可搬型中型移送ポンプ、可搬型排風機、運搬車両
計装/放管設備（可搬型）			可搬型計装設備、サーバイメータ、可搬型情報収集装置
静的機能		配管/ダクト/ホース	可搬型配管、可搬型ダクト、可搬型ホース
		フィルタ類（可搬型）	可搬型フィルタ
接続口	静的機能	水/圧縮空気接続口	主配管、凝縮器
		電気接続口	分電盤